

=目次=

1. 重大事故情報 = 7件 (6月25日~7月1日分)

- (1) バスの車両火災事故
- (2) バスが軽トラックと衝突した事故
- (3) タクシーが乗用車と衝突した事故
- (4) タクシーが街灯に衝突した事故
- (5) 大型トラックの車輪が脱落した事故
- (6) 大型トレーラ運転者が救護義務違反等の疑い
- (7) 大型トラックとトラックが正面衝突した事故

2. 国土交通省の施策情報

- (1) バス火災事故調査報告書がとりまとめられました。
- (2) 安全指導業務の実施に関する民間参入の促進を図ります。

【1. 重大事故情報 = 7件】 (6月25日~7月1日分)

(1) バスの車両火災事故

6月26日午前9時頃、兵庫県において、貸切バスが山陽自動車道上り線を運行中、サービスエリア4~5km手前で、当該貸切バスの運転者が、バス乗降口(前乗前降)付近からの煙を確認したため、非常停止帯に車両を止め、車両に備え付けの消火器で消火した。

消火後、当該バスはサービスエリアまで自走し、乗客は他の車両に乗り換え観光を継続した。

乗客23名に負傷者なし。

(2) バスが軽トラックと衝突した事故

6月27日午後5時50分頃、山形県において、貸切バスが対向車線を走行してきた軽トラックと正面衝突した。

この事故により、衝突した軽トラックの運転者が死亡し、観光バスの乗客と乗員合わせて7名が軽傷を負った。

(3) タクシーが乗用車と衝突した事故

6月26日午前4時頃、兵庫県において、タクシーが対向して走行してきた乗用車と正面衝突した。

この事故により、衝突したタクシーの運転者が死亡したほか、タクシーの乗客1名が両足骨折の重傷を負い、また、乗用車の運転者も重傷を負った。

なお、警察では、乗用車が反対車線にはみ出したものとみて、事故原因を調べている。

(4) タクシーが街灯に衝突した事故

6月30日午前5時10分頃、宮城県において、タクシーが帰庫のため所属営業所に向け走行していたところ、道路脇の街灯に衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者が頭部陥没により死亡した。

事故当時、現場周辺は雨が降っていた。

現場は、左カーブの出口であり、当該タクシーはガードレールをなぎ倒し、右側面が道路左側の街灯に衝突した。

(5) 大型トラックの車輪が脱落した事故

6月25日午前0時10分頃、神奈川県において、大型トラックが走行中、右後輪(2軸)の後軸側の車輪(ダブルタイヤ)2本が脱落し、うち1本の車輪が対向車線に転がり、走行してきた乗用車に衝突した。

この事故により、当該乗用車の運転者が頸椎捻挫の軽傷を負った。

脱落した大型トラックを確認したところ、右後輪の後軸側のホイールボルト10本すべてが折損していた。

(6) 大型トレーラ運転者が救護義務違反等の疑い

6月28日午後11時35分頃、山梨県において、海上コンテナを積載した大型トレーラが歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。

当該大型トレーラの運転者は、事故後、負傷者の救護措置をすることなく現場から立ち去ったが、その後、現場に戻ってきたため、捜査中の警察から、救護義務違反の疑いで事情聴取等が行われた。

(7) 大型トラックとトラックが正面衝突した事故

6月29日午後0時20分頃、北海道において、大型トラックが片側一車線のトンネル内を走行中、対向してきた自家用トラックと正面衝突した。

この事故により、自家用トラックの運転者及び同乗者が死亡し、大型トラックの助手席の女性が軽傷を負った。

事故は、自家用トラックが大型トラックの車線にはみ出して来たことによる模様。

【 2 . 国土交通省の施策情報】

(1) バス火災事故調査報告書がとりまとめられました。

平成21年3月16日及び同年9月20日、東名高速道路の静岡県牧之原市で発生した同一構造のエンジンを搭載したバス火災事故について、「東名高速道路で発生したジェイアールバス関東株式会社及び株式会社ローレル観光バスのバス火災事故に関する調査小委員会」(以下「調査小委員会」という。)におい

て、事故の原因究明とその再発防止策の検討が行われてきました。

この度、調査小委員会の第6回会合が開催され、調査結果が報告書として取りまとめられましたのでお知らせします。

詳細につきましては、下記URLを参照願います。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000028.html

(2) 安全指導業務の実施に関する民間参入の促進を図ります。

国土交通省では、自動車運送事業の安全を確保するため、各事業者に対して運転者による適性診断の受診及び運行管理者による指導講習の受講を求めており、これらに関する業務の実施者として独立行政法人自動車事故対策機構等を認定しています。

先般行政刷新会議が実施した事業仕分けにおいて、当該業務の実施については民間への移行を進めるとの結果が出されたところであり、これを踏まえ、下記方針により業務の実施について民間参入の促進を図ることとしますので、お知らせ致します。

詳細につきましては、下記URLを参照願います。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000042.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

よくある質問

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)